

国民健康保険

国民健康保険の加入者は、次のような支給が受けられます。

子供が生まれたとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したとき支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ●母子健康手帳
- 死産・流産の場合は医師の証明書
- 申請書



被保険者が亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ●死亡を証明するもの
- 申請書



こんなときは国保が使いません

次のようなときは金額自己負担となります。

●病気とみなされないもの

- 健康診断・人間ドック
- 予防注射 正常な妊娠・分娩
- 歯列矯正 軽度のわきがやしみ
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形 など



医療費節約のポイント



診察の受け方も大切です

「もし重病だったら…」と症状を隠したり、軽く言ったりするのは禁物です。適切な治療を受けられず、症状が悪化する可能性がある上、治療期間が長引くので、医療費も高くなってしまいます。

あと、顔色や唇の色なども診察の重要な情報源です。化粧はせず、素颜で行きましょう。服装も脱ぎ着しやすいものを選びましょう。

診察を上手に受けることも、適切な治療を受け、医療費を節約するために大切です。



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-1111(内線2144)

年金

国民年金加入者(第1号被保険者)への独自給付について

第1号被保険者への独自給付には、付加年金・寡婦(かふ)年金・死亡一時金などがあります。

年金の種類	要件	給付額
付加年金	付加保険料(月額400円)を納付されていた方(基金加入者を除く)	付加保険料の納付月数×200円(月額)
寡婦年金	次の3つの条件をすべて満たしている方 ①第1号被保険者としての納付済期間と、免除期間の合計が25年以上ある夫が死亡した場合 ②死亡した夫がまだ年金をもらっていないこと ③死亡した夫と妻との婚姻関係が10年以上あること	夫が受けられる老齢基礎年金の4分の3の額
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上ある方 ・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 いずれの給付も受けずに死亡された場合  ※遺族基礎年金が受けられる場合は支給されません。 また、他に受けられる年金がある方は選択となります。	保険料納付済期間が・・・ 3年以上15年未満⇒120,000円 15年以上20年未満⇒145,000円 20年以上25年未満⇒170,000円 25年以上30年未満⇒220,000円 30年以上35年未満⇒270,000円 35年以上 ⇒320,000円

※給付される年金については選択となることがありますので、役場窓口もしくは社会保険事務所(☎63-2299)までお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-1111(内線2146)

## 企画課

### 美郷町都市計画審議会委員を公募します

美郷町では、町民の皆さんに町の将来のあるべき土地利用、形成等によるまちづくりに積極的な協働参加を進めるため、美郷町都市計画審議会委員を公募します。あなたの声をまちづくりに生かしてみませんか。

意欲ある積極的な方の参加をお待ちしております。特に男女共同参画社会推進のため女性の方々の応募もお待ちしております。

#### 〈美郷町都市計画審議会とは〉

町の都市づくりの計画を適切に誘導するように審議をします。

応募資格●町内に居住する20歳以上の方  
(議員、公務員を除く)

#### 〈審議会の組織〉

- ・学識経験者 …………… 5人以内
- ・町議会議員 …………… 6人以内
- ・関係行政機関職員 …… 3人以内
- ・本町の住民 …………… 6人以内

公募人数●6人

応募期間●12月15日(水)

応募方法●企画課備え付けの応募用紙に所定の事項を記入の上応募してください。

なお、応募者多数の場合は選考により任命します。



役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎84-1111(内線1263)

## 町長公室

### 「ふれあいシャトル便」の運行時間が変更になります



美郷町役場千畑庁舎、六郷庁舎、仙南庁舎を結ぶ「ふれあいシャトル便」の運行時間が、12月から3月まで次のとおり変更になります。

冬期間は、道路事情等により出発、到着時間の変動が予想されますので、ご了承ください。

#### 冬 期 間

#### 美郷町ふれあいシャトル便時刻表

(平成16年12月1日改訂)

千畑庁舎		六郷庁舎		仙南庁舎	
9時02分到着	←	8時45分出発			
9時05分出発	→	9時21分到着	9時24分出発	→	9時36分到着
10時33分到着	←	10時16分出発	10時13分到着	←	10時01分出発
10時58分出発	→	11時14分到着	11時17分出発	→	11時29分到着
			11時51分到着	←	11時39分出発
			13時15分出発	→	13時27分到着
14時02分到着	←	13時45分出発	13時42分到着	←	13時30分出発
14時32分出発	→	14時48分到着	14時51分出発	→	15時03分到着
16時05分到着	←	15時48分出発	15時45分到着	←	15時33分出発
16時15分出発	→	16時31分到着			



役場(六郷庁舎)町長公室 行政推進班 ☎84-1111(内線1224)